

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱

(令和元年7月26日告示第32号)

改正 令和5年9月20日告示第115号

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱（平成21年告示第82号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱（平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）に基づく事業を実施する者（以下「事業者」という。）に対して、当該事業に要する費用を予算の範囲内において補助することについて富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、次条に規定する補助対象事業であって、その実施について国の採択を受けたものを実施する事業者で、市長が適当と認めたものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助対象となる事業は、実施要綱に掲げる防災・減災等事業整備計画に基づく事業で、別表のとおりとし、整備計画に適合するものとする。

（補助対象経費及び基準額）

第4条 補助の対象となる経費及び基準額は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する経費
- (2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- (3) その他施設整備事業として適当と認められない経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表の区分の欄に定める対象施設ごとの基準額の欄に定める額の合計額と対象経費の欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てた額) とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が定める期日までに富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付可否決定通知書(別記第2号様式)により当該申請書を提出した事業者に交付するものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(別記第3号様式)により速やかに

市長に報告しなければならないこと。この場合において、補助金の交付決定の通知を受けた対象事業者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（一支社、一支所等を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (9) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) この補助金と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならないこと。

（変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合は、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。この場合においては、第8条の規定を準用する。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金実績報告書（別記第6号様式）に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を超えない日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書等の審査、必要に応じて行う現地調査等により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた補助事業者が補助金を請求しようとするときは、地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の方法が不相当と認められるとき。

2 前項各号の規定は、第12条の規定により、交付すべき補助金額を確定した後においても適用する。

3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月20日告示第115号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	基準額	対象経費
既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、国が必要と認めた額	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含む。
認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業	実施要綱の第2の3に基づく算定方法により、国が必要と認めた額	
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	実施要綱の第3の3に基づく算定方法により、国が必要と認めた額	
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	実施要綱の第2の3及び第3の3に基づく算定方法により、国が必要と認めた額	

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地

事業者名

代表者名

㊞

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付申請書

標記の補助金について、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

関係書類

- 1 補助金所要額調書（第1号様式別添1）
- 2 事業計画書（第1号様式別添2）
- 3 その他

第 1 号様式別添 1

補助金所要額調書

(単位：円)

区分	金額
総事業費 (A)	
寄附金その他の収入 (B)	
差引額 (C) (A - B)	
対象経費支出予定額 (D)	
補助基準額 (E)	
補助率 (F)	
補助金所要額 (G) (E × F)	

- 1 E 欄には、C 欄、D 欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入してください。

第 1 号様式別添 2

事業計画書（防災・減災等事業整備計画に基づく事業計画）

施設の名称			
施設の所在地			
施設の種類			
事業主体			
事業の目的 及び効果			
利用定員			
敷地面積	㎡		
建物・敷地の 所有関係	自己所有・借地（家） →借地（家）の場合の使用期限_____年 月 日まで		
建築面積	㎡	延べ床面積	㎡
建物の構造		階 数	
工事計画等	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	事業開設予定年月日	年 月 日	
財源内訳	自己資金		
	寄 附 金		
	補 助 金		
	借 入 金		
	その他（ ）		
	合 計		

添付図書

工事請負契約書及び設計管理契約書の写し

土地使用の権限を証する書面

（公図（写し）、土地登記簿謄本、賃貸借契約書等）

位置図、配置図、平面図、立面図その他市長が必要と認める図書

第2号様式（第7条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市地域介護・福祉空間
整備事業等補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定

補助金交付決定額 金 千円

2 却下

却下理由

富里市長 様

所在地
事業者名
代表者名

㊞

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け指令第 号により交付決定を受けた富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、次のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 事業実績報告書（第6号様式）による清算額
_____円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（要補助金返還相当額）
_____円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の積算内訳等

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業者名
代表者名

印

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金変更交付申請書

年 月 日付け指令第 号により補助金の交付決定を受けた富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金について、その内容等を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更前の補助金交付申請額 金 円
- 2 変更後の補助金交付申請額 金 円
- 3 変更内容
- 4 変更理由
- 5 関係書類
 - (1) 補助金所要額調書（第4号様式別添1）
 - (2) 事業計画書（第4号様式別添2）
 - (3) その他

第4号様式別添1

補助金所要額調書（変更後）

（単位：円）

区分	金額
総事業費（A）	
寄附金その他の収入（B）	
差引額（C）（A－B）	
対象経費支出予定額（D）	
補助基準額（E）	
補助率（F）	
補助金所要額（G）（E×F）	

- 1 E欄には、C欄、D欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入してください。

第4号様式別添2

事業計画書（変更後）（防災・減災等事業整備計画に基づく事業計画）

施設の名称			
施設の所在地			
施設の種類			
事業主体			
事業の目的 及び効果			
利用定員			
敷地面積	㎡		
建物・敷地の 所有関係	自己所有・借地（家） →借地（家）の場合の使用期限_____年____月____日まで		
建築面積	㎡	延べ床面積	㎡
建物の構造		階 数	
工事計画等	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	事業開設予定年月日	年 月 日	
財源内訳	自己資金		
	寄附金		
	補助金		
	借入金		
	その他（ ）		
	合 計		

添付図書

建設工事請負契約書及び設計管理契約書の写し
 土地使用の権限を証する書面
 （公図（写し）、土地登記簿謄本、賃貸借契約書等）
 位置図、配置図、平面図、立面図その他市長が必要と認める図書

第5号様式（第10条関係）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金について、下記のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|----|
| 1 | 変更前の補助金交付決定額 | 金 | 千円 |
| 2 | 変更後の補助金交付決定額 | 金 | 千円 |
| 3 | 変更内容 | | |

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業者名
代表者名

印

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金実績報告書

標記の補助金について、富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 補助金精算額調書（第6号様式別添1）
- 2 補助事業実績調書（第6号様式別添2）
- 3 その他

補助金精算額調書

(単位：円)

区分	金額
総事業費 (A)	
寄附金その他の収入 (B)	
差引額 (C) (A - B)	
対象経費支出予定額 (D)	
補助基準額 (E)	
補助率 (F)	
補助金所要額 (G) (E × F)	
補助金交付決定額 (H)	
補助金受入済額 (I)	
差引過不足額 (J) (G - I)	

1 E欄には、C欄、D欄のそれぞれの金額を比較して少ない方の額を記入してください。

第6号様式別添2

補助事業実績調書

1 対象施設の概要・事業計画

施設の名称			
施設の所在地			
施設の種類			
事業主体			
事業の目的 及び効果			
利用定員			
敷地面積	㎡		
建物・敷地の 所有関係	自己所有・借地（家） →借地（家）の場合の使用期限 年 月 日まで		
建築面積	㎡	延べ床面積	㎡
建物の構造		階 数	
工事計画等	工事着手予定年月日	年 月 日	
	工事完了予定年月日	年 月 日	
	事業開設予定年月日	年 月 日	
財源内訳	自己資金		
	寄 附 金		
	補 助 金		
	借 入 金		
	その他（ ）		
	合 計		

2 収支決算書

(単位：円)

科目		金額	備考
収入	地域介護・福祉空間整備事業等補助金		
	借入金		
	寄附金		
	自己資金		
	その他 ()		
	収入計		
支出	工事費又は工事請負費		
	工事事務費 (設計管理費等)		
	土地取得費		
	土地造成費		
	設備等購入費		
	その他 ()		
	支出計		

年 月 日

上記の収支決算について、相違ありません。

所在地

事業者名

代表者名

⑩

添付図書

工事請負契約書及び設計管理契約書の写し

工事完了を確認するに足る検査済証の写し

土地使用の権限を証する書面

(公図 (写し)、土地登記簿謄本、賃貸借契約書等)

位置図、配置図、平面図、立面図その他市長が必要と認める図書

第7号様式（第12条関係）

達 第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 千円

年 月 日

富里市長 様

所在地
事業者名
代表者名

印

富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定のあった補助金について、
富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付要綱第13条の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

補助金名 富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金

請求額 金 千円

【補助金の振込先】

金融機関名 及び支店名	
口座種別 (○を付ける)	普通 ・ 当座 ・ その他 ()
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

第9号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令第 号により交付決定のあった富里市地域介護・福祉空間整備事業等補助金について、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取り消した補助金の額 金 千円
- 2 取消しの理由